参考資料５－２

《 土 地 利 用 基 本 計 画 の 位 置 づ け 》

国土の利用に関する基本理念

国土利用計画全国計画(第四次)
(国土利用計画法第５条)
・全国レベルの土地利用のあり方

【持続可能な国土管理】

- 土地需要の量的調整、国土の有効利用
- 「安心･安全」「循環・共生」「美しさ」の重視
- 国土利用の総合的マネジメント

《国土の国民的経営》

国土利用計画の計画事項

1　国土の利用に関する基本構想
2　国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
3　目標を達成するために必要な措置の概要

国土形成計画　(国土形成計画法)

全　国　計　画
↓
広　域　地　方　計　画

国土利用計画は、国土利用の将来像を示す構想(ビジョン)。
土地利用基本計画は、国土利用計画が上位計画としての土地利用を総合調整するための即地的な計画で、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制基準としての役割を果たすもの。

県土の利用に関する基本方針

国土利用計画岩手県計画(第四次)
(国土利用計画法第７条)　・　県レベルの土地利用のあり方

自然的土地利用の減少抑制と県土利用の質的向上
▼
【持続可能な県土管理】

- 土地需要の量的調整
- 県土利用の質的向上
- 県土利用の総合的マネジメント

- 自然と共生し、循環を基調とした県土利用
- 安全で安心できる県土利用
- 快適でゆとりある県土利用

より良い状態で県土を次世代に継承

基本とする

岩手県土地利用基本計画　(国土利用計画法第９条)

● 計画書
土地利用の調整等に関する事項

土地利用基本計画書の構成

1　土地利用の基本方向
(1)　土地利用の基本方向
(2)　土地利用の原則
2　五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
(1)　土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
(2)　特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
3　土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

● 計画図（５万分の１）

- **都　市　地　域**
- **農　業　地　域**
- **森　林　地　域**
- **自然公園地域**
- **自然保全地域**

基本とする

国土利用計画市町村計画
(国土利用計画法第８条)

・各個別規制法による地域区分の上位計画
・図面に基づいた即地的な計画
・各個別計画の総合調整機能
・土地取引の規制についての基準

『土地利用基本計画の活用に関する研究会報告』

《報告の概要(土地利用基本計画の機能)》
Ⅰ　土地利用に関するマスタープラン機能
Ⅱ　計画・規制の総合調整のためのプラットホーム機能
Ⅲ　土地利用基本計画に即して、土地利用の規制等を調整

《３つの機能》
①　橋渡し(ブリッジ)機能【手法１】
②　つなぎの機能【手法２】
③　足並みを揃える機能

《個別課題に対応した活用のイメージ》
【事例１】国土利用計画の趣旨や方針を実現するための土地利用調整上の対応
【事例３】良好な景観の確保
【事例４】文化財等に配慮した周辺環境の保全
【事例６】水源地域の保全
【事例７】貴重な動植物の保護
【事例８】白地地域発生への対応
【事例９】無秩序な開発抑制と優良農地の保全
【事例 10】優良農地をバイパスする幹線道路の沿道開発への対応
【事例 11】市街化調整区域の計画的な土地利用誘導による土地利用整序
【事例 13】市街化調整区域と非線引都市計画区域にわたる広域的な土地利用調整
【事例 16】市町村合併に伴う地域間の規制・誘導の調整

報告内容の盛り込み

土地利用の規制に関する措置

- 都市計画区域 → 都市計画法
- 農業振興地域 → 農業振興地域の整備に関する法律
- 国有林／地域森林計画対象民有林 → 森林法
- 国立公園・国定公園／県立自然公園 → 自然公園法
- 原生自然環境保全地域／自然環境保全地域／県自然環境保全地域 → 自然環境保全法
- ・・・
- 農地法、景観法等

※　土地利用の規制とは、開発行為の規制や関係法令に基づく地域・区域の決定・変更等である。